

皆さん、2008年は「約束の年」の始まりの年であることをご存知ですか。

「約束の年」とは、2005年に議決された京都議定書で、日本が世界の国々に向けて、2008年から2012年までに、1990年を基準としたCO2排出量を6%削減すると約束した期間のことです。今年はその最初の年なのです。約束の時は、すでに始まっています。

しかし、「約束の年」の始まりにも関わらず、日本のCO2排出量は減るどころか、80%も増えています。私たちは、今より14%もCO2を減らすようなライフスタイルの転換を求められているのです。

2月5日、恒例となった東温市エコ・キッズ・フェスティバルが、坊っちゃん劇場で開催されました。フェスティバルは市内のエコ・キッズの環境研究発表を中心に、キッズISO

特集 約束の年の始まりへ エコ・キッズたちの誓い



や「エコ」に関連した報道がない日はありません。温暖化のメカニズムやエコに対する国民の知識は高まっています。

しかし、「知っていること」と「やっていること」とは違います。

マイバッグの携帯は昨年ブームとなり、街でもマイバッグを多く見かけるようになりましたが、それでも大手スーパーの調査では、マイバッグ携帯率は20%に満たないそうです。

レジ袋を貰っている多くの人も、マイバッグを使用する方が本当は環境にいいと知っているはずですが、「知っていること」から「やっていること」へと、小さな一歩を踏み出したいものです。

14000プログラムに挑戦した児童の表彰式や環境ミュージカルが行われ、会場には市内の全小学5年生、先生、保護者ら約500名が参加しました。

環境の大切さを伝えるこのイベントは、環境をテーマに上演されている「吾が

最近、新聞やテレビなどのメディアで「地球温暖化」

子どもたちが発信する力強いメッセージは、どんな上手な言葉よりも心に響き、大人をも動かす大きな力になると確信しているからです。

環境研究発表で子どもたちは、確実に近づいている「温暖化の足音」に対して「小さなことからでもいい、自分にできることからまず始めよう。小さな一歩も積み重ねれば力になる。」と訴えました。

この言葉は、他でもない、大人である私たちに向けられた言葉です。

私たちは、この言葉に耳を傾ける必要があります。

子どもたちは、大人が想像しているより、もっと純粋な目で、物事をよく見えています。そして、かけがえない地球を大切に想っています。

未来を担う子どもたちとその子どもたちから預かった地球を「いつまでも守りたい...」そう思わずにはいられない、願いの込められたエコ・キッズ・フェスティバルとなりました。



川上小学校

「この地球のために」

この地球のために、未来のために、今、私たちができること。皆さんも考えてみてください。この地球を守るのは、僕たち私たち一人ひとりなのだから。

キッズISOセレモニー

「ワールド・エコ・キッズ賞贈呈式」

Kids ISO 14000プログラム初級編の国際認定証授与式に招待された児童や初級編に取り組んだ児童へワールド・エコ・キッズ賞や努力賞が贈られました。家族へ呼びかけて一家そろって省エネに挑戦しました。

エコ集会

「みみずのかんたろう」

みみずは、土を耕してきれいにしてくれます。しかし、みみずが食べられないごみもあります。これからも環境のことを勉強して、住みよいまちにしていきましょう。

東谷小学校

「環境のためにできること紙一枚の大切さ」

私たちにできる小さなことから始めよう。

拝志小学校

「拝志の環境見直し計画」

私たちの生活が深く環境に関わっていることがわかりました。便利な生活だけに頼らず、環境のことも考えて生活していきます。

上林小学校

「上林の自然を見つめて」

水をきれいにするため、自分たちの生活を変えよう。

北吉井小学校

「私たち地球家族、一人ひとりができること」

今は実感がなくても、未来の地球は大変なことになっているかもしれません。そうなってからでは手遅れです。未来の私たちのことを考えると、エコ活動が続けていけるのではないのでしょうか。

省エネ四国サミットIN愛媛(同日開催)

「四国からSTOP!温暖化」

エコ・キッズの誓いを受け、市内で活躍する市民グループ等の代表による環境パネルディスカッションが行われました。市内外より約100名が参加したサミットは、環境についての様々な提言がなされました。

西谷小学校

「地球温暖化防止へのプロローグ」

歩き出そう、未来へ向かって。小さな一歩をみんなで踏みだそう。小さな一歩をみんなで積み重ねよう。歩き出せば夢はかなう。

南吉井小学校

「よしいの環境調査隊」

未来の地球をつくっていくのは私たち。一人ひとりの小さな心がけを大切にして、人と自然が仲良しの未来をつくりましょう。



糖尿病は、現代病の中で
も多くの人を悩ませている
病気の一つで、今やテレビ
や新聞で話がでない日はな
いほど人々の関心を集める
病気になりました。
日本では40歳以上の10人
に1人は糖尿病といわれて

おり、糖尿病人口もここ数
年増えつづけています。
糖尿病とは、血中のブド
ウ糖の値が一定基準を超え
る場合に発症する病気で、
自覚症状があまりないため、
治療を受けないことが多く
なりがちです。

血糖値が気になる方へ

糖尿病は予防できる

血糖値がやや高めだが、明らかな糖尿病では
ない予備軍の方、「まだ大丈夫」と安心してい
ませんか？

食べすぎ、運動不足、不規則な生活などを続
けることで糖尿病になってしまふ危険性があ
ります。糖尿病は自覚症状がないまま進行する怖
い病気ですが、生活習慣を改めることで予防す
ることが出来ます。

是非この機会に糖尿病にならないための生活
習慣を学んでみませんか？

しかし、症状が出なくて
も、糖尿病は徐々に進行し、
様々な合併症をひきおこし
ます。

糖尿病予防教室

東温市では、血糖値が気
になる方のために昨年から
6回コースで糖尿病予防教
室を実施しています。

1月24日に開催された今
年度最後の教室では、愛媛
県総合保健協会 医長 藤本
弘一郎先生による講話やグ
ループワークを行い、糖尿
病予防教室を受講した感想
や教室終了後の取組みにつ
いて話し合いました。

今回は、糖尿病予防教室
で実施した血液検査や体重・
腹囲測定、生活習慣に関す
るアンケートについて、受
講者の皆さんの教室受講前
(8月)と受講後(12月)
での結果を比べてみました。
過去1〜2か月の平均血
糖値であるHbA1cは15
名中10名が低下しました。
変化のみられなかった方は
4名、わずか0%ですが増
加した方が1名でした。

体重と腹囲(おなかの周

Voice

母が糖尿病から脳梗塞を患い介護をしていたため、糖
尿病の怖さを常々感じていました。そのため家族の勧め
もあり、昨年6月からスポーツジムに通っていました。
そして8月に市から糖尿病予防教室の通知があり、通う
ことにしました。

そこで血液検査・身体測定があり、血糖値の高さや体
重の増加に愕然としました。今までの糖尿病の怖さが一
層身近に感じるようになりました。

スポーツジムでは、1時間のウォーキング・20分の
筋力トレーニング・プールでの1時間のウォーキングを
週に5日行うようにしました。なかなか体重が落ちない
ときもあり我慢の日々でした。しかし、始めて2か月頃
から少しずつ効果が現れるようになり、やりがいを感じ
るようになりました。教室の栄養指導からカロリーに気
をつけ野菜中心の食事やゆっくり噛んで食べるように心
がけています。間食も取らないように気持ち切り替
え、編み物をしたり脳トレのゲームをしたりしていま
す。運動指導の先生からは、家でできる腹筋やスクワッ
トを教えていただき毎日続けるようにしています。

その結果、5か月で7kg減量しHbA1cは6から
3に下げることができました。標準体重にはまだまだ
ですが、近づけるようくじけないでこれからも努力した
いと思います。維持することの難しさ、油断することの
怖さを少しわかった気がします。

自分に負けないで、これからも一日一日頑張ってい
たいと思います。



藤田志津枝さん



第6回糖尿病予防教室

り)の測定結果ではほとんどの方が減少しました。

生活習慣に関するアンケートでは、定期的な運動をする人や日数が増え、運動を続けていく自信がついた人が多くなり、食生活については、1日3回野菜を食べる人の割合が増え、カロリーをとりすぎないように適量を守って食べる自信がついた人が多くなりました。

「健康である」「どちらかといえば健康である」と回答した方が、受講後は増える結果となっています。

食事と運動に重点を

糖尿病において食事療法が必要なのは、糖尿病が食事と密接な関係にあるインスリンの不足から起こる病気だからです。

これを防ぐには、摂取する食べ物の量を制限し、一方で各種の栄養分も不足しないよう、食事のとり方を変えねばなりません。

食事で大切なのは、食べる量、栄養のバランス、食べ方の3点に注意することです。量についてはまず過食を控え、肥満解消、肥満予防に努めてください。

栄養バランスで注意する点は脂肪とたんぱく質の摂取割合を減らす、単純糖質である菓子類や果物をとり過ぎない、塩分とアルコール過剰に注意する、食物繊維を十分にとることなどです。食物繊維は胃腸での消化吸収をゆっくりさせる効果があり、食後血糖の上昇を緩やかにさせ、食後の高血糖を防止する働きがあるといわれています。

食事とともに、忘れていけないのは運動することです。

す。日常生活であまり動かない方は、体を動かすことを心がけましょう。

運動は、無理のない範囲で楽しく継続することが何より大切です。筋肉はインスリンが直接作用する重要な臓器です。運動によって筋肉内の血行状態を良好に保ち、酸素と栄養をしっかりと筋肉に送り込んで筋肉を活性化させることで、また糖を細胞内に取り込むたんぱく質の量を増やして、筋肉におけるインスリン感受性を改善させ、血糖を良好

に保ちます。また、食事と運動に加えて、ストレスを上手に解消する、疲労をためないよう心がけましょう。こうした点を実践することは、糖尿病だけでなく高血圧、高脂血症などすべての生活習慣病を予防することにつながります。

生活習慣を見直そう

糖尿病は、放っておくと様々な合併症を引き起こす病気です。

に保ちます。

糖尿病は自分には関係ないと考えている方もいると思いますが、一歩前の状態である「予備軍」は数多くいるといわれています。簡単なようで難しいのが生活習慣の改善ですが、糖尿病を予防するためには、生活習慣の改善は欠かせません。

血糖値が気になるあなた、糖尿病に対する正しい知識を持って、生活習慣を見直してみませんか。将来の自分自身の健康のために。

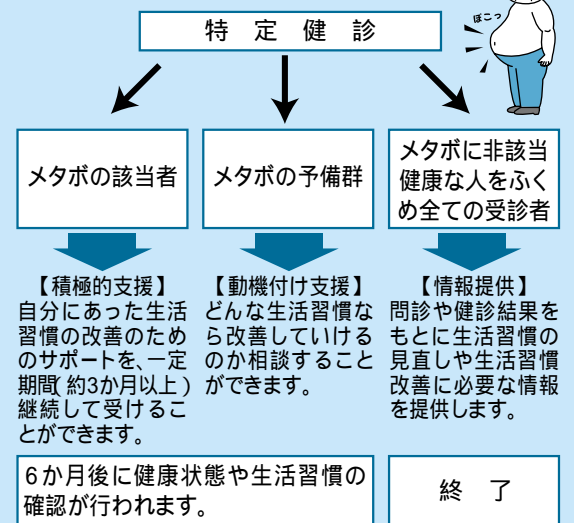
4月から新しい健診が始まります その3

今まで、新しい健診の方法や内容についてふれてきましたが、今回は新しい保健指導についてお知らせします。新しい保健指導は、病気になって医療機関にかかる前に、健康管理に気をくばり、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することを目指しています。

健診の結果によって、保健指導が3つの段階に分けられ、段階によって支援方法は異なります。メタボに該当する方、または予備群の方に対して、実行できそうな生活習慣改善の目標をたてたり、それを続けていけるような支援を行います。

ぼっこりおなかになり始めたら、まず健診を受け、食生活と運動から見直しましょう。

【特定健診・特定保健指導の流れ】



粗大ごみ

その他燃やさないごみ

季節はもう春。就職、進学、転勤など、春は新しい生活が始まる季節です。引越しや家・倉庫の片付け、木の剪定などで一度に

多量のごみが出る場合は、東温市の許可業者（東温市のホームページでご確認いただくか、生活環境課 ☎ 964・4415へお問い合わせください）に依頼して処理をしてください。最近、市外のごみや事業

ごみ（店舗、事務所含む）が増えているようです。特に地区外の親類・知人に頼まれて、安易に引き受けたり、集積場を教えることが多いようです。ごみは住んでいる市町村のルールに従い適正に処理

きちんと分けて きちんとごみ出し

私たちが生活していくうえで必ず出てくるごみ。生活様式の変化に伴って、ごみの量は年々増加し、処理をする費用には多くの税金がかかっています。

これからの時代に必要な「循環型社会」を推進するためには、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの責任を持つ姿勢が求められています。



事業ごみについては収集できません。

しなければなりません。また、法に基づく許可を得ないでごみ処理を請け負えば、罰則の対象となりますのでご注意ください。集積場は地区で設置し管理されています。自分勝手に利用すれば周囲に迷惑がかかります。ルールを守って、みんなが気持ちよく利用できるようにしましょう。

「ごみ出しのルール」

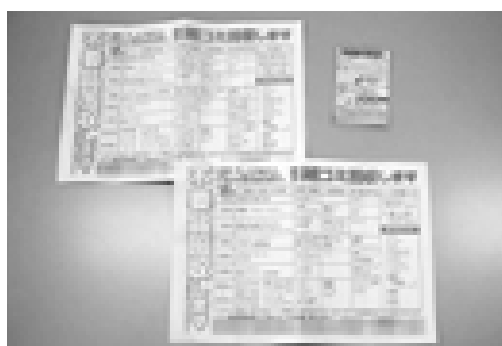
- 1 自分の住んでいる地区の集積場を利用する。
 - 2 決められた日時に出す。前夜出しや後出しは、不審者の徘徊やごみの散乱の原因になる。
 - 3 日常生活で発生したものに限り。
 - 4 営業、事業活動から発生したごみは許可業者に依頼する。
- 集積場を管理している人、集める人の苦勞を考えながら分別する。違反ごみ、危険物はもちろん、中身が見えない状態で出さない。

注意

最近、郵便受けなどに不用品回収業者のちらしが投函されているという情報が寄せられています。

ごみ処理を請け負うためには、法律に基づく廃棄物処理業の許可が必要となりますが、無許可で活動している業者が増えています。

過去にも、このような回収業者が市内の集積場に不法にごみを投棄した事実があります。最後まで適正にごみを処理するために、必ず東温市の許可業者に依頼しましょう。



プラスチックごみ回収の

基準強化

東温市では、家庭から収集したプラスチックごみのリサイクルについて、日本容器包装リサイクル協会に処理を委託しています。

分別されたプラスチックごみが再資源化に適しているかどうかの検査が再生事業者により毎月行われており、昨年12月分の引き渡し分について、容器包装リサイクル協会の定める危険物（カミソリ・ガスライター・注射器）の混入率における、注射器の割合が、他市町の平均と比較して倍近くになっているという結果がでま

12月分危険物数 / 1ペール(250kg)あたり		
種別	東温市 (本/g)	他市町の平均 (本/g)
刃物	0.39	0.60
ライター	0.34	0.50
注射器	0.26	0.14
計	0.99	1.23

参考 平成19年12月引渡数量：22,970kg

した。

注射器のような危険物がプラスチックごみの中に入っていると、選別作業時は勿論のこと、収集作業時においても事故の発生率が必然的に高くなり、注射針による感染事故にもつながりかねません。

注射器等の医療系廃棄物は、本来は資格業者により処分されるべき特別管理廃棄物です。

当然、行政回収は行っていません。

市としては、対策強化の一環として「プラごみ」の中に、二重袋があった場合は回収しませんのでご理解、ご協力をお願いします。

このような状態が続いてしまうと改善勧告を受け、最悪の場合、引き取り停止になるなど、再資源化へのルートが閉ざされてしまうことになりかねません。

一部の方のモラルに欠ける行動のために、たくさんの市民の皆さんが迷惑しますので、ごみ出しのルールを必ず守って、ごみの再資源化に努めましょう。

指定日以外や

事業ごみの処理は

家庭ごみは出すことのできる日時が決まっているので、必ず計画的に出しましょう。

指定日以外や事業ごみを処理する場合は、市の施設に持ち込む方法と、東温市の許可業者に依頼する方法がありますが、どちらの場合も有料になります。

特に、粗大ごみ、その他燃やさないごみは市の施設では受け入れできませんのでご注意ください。

市の施設で受け入れできないもの

市が収集しているごみに限りません。ただし、業務に支障が出る場合は、お断りすることがあります。

燃やすごみ
東温市クリーンセンター

東温市クリーンセンターからのお願い

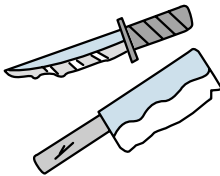
燃やすごみのなかに混ぜてはいけないもの、特に調理関係の金属やガラス類が多く見られます。こうした行為は、作業員のけがや設備の故障原因になりますので、きちんと分別してください。



空き缶・金属類
使い切って洗う



びん・ガラス類
使い切って洗う



空き缶・金属類
柄は付いたままで刃の部分は新聞等で包む



空き缶・金属類
必ず穴を開けてガス抜きする

川内地区の方へ 平成20年度ごみカレンダーについて

地区別（A・B・C地区）の配布方法は、以下のとおりです。

* 組入世帯の方へ

2月下旬頃から各区の組長宅に職員が直接お持ちしますので、各組から、各家庭に順次配布されます。

* 組外世帯の方へ

3月3日以降に川内支所か、市役所1階 生活環境課窓口へ直接取りに来てください。
(なお、事業者の方にはお渡しできません)

9時から15時まで
日曜、祝日、年末年始を除く
東温市山之内甲662
☎964・0616
資源ごみ
東温市リサイクルセンター
9時から16時まで
土・日曜、祝日、年末年始を除く
東温市則之内乙969
☎966・4989

近年、住宅火災による死者数が増えています。

戸建住宅やアパートなどの住宅火災による死者数は、建物火災による死者数全体の約9割を占めており、住宅火災により発生した死傷者の多くは逃げ遅れによるもので、死者の半数以上が65歳以上の高齢者となっています。

今後、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されますが、米国等では、住宅用火災警報器の設置が義務化されており、その普及に伴い、死者数が減少しています。



住宅用火災警報器を

お忘れなく！

住宅用火災警報器とは、住宅火災による煙または熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器です。
住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難ができるようになります。
あなたの命と財産を守るためにも住宅用火災警報器の設置を忘れないようにしましょう。

この現状を受け、日本でも平成16年6月に消防法が改正され、すべての住宅（戸建・店舗併用及び共同住宅等）に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

設置、維持についての基準は東温市火災予防条例によって定められています。

住宅用火災警報器を設置することで、万が一、火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。

あなたや家族の命を守るためにも、住宅用火災警報器を早めに設置しましょう。

設置しなければならぬ
期日は？

新築住宅については、既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器などの設置が義務化されています。既存住宅については、平成23年5月31日までとなります。

住宅用火災警報器とは？

煙や熱を感知して、音や音声で火事を知らせるものです。
電源方式は、電池タイプとAC1

00Vタイプがあります。
電池タイプはネジで止めるだけで簡単に取付けできますが、AC100Vタイプは配線工事が必要のため、電気工事店や消防用設備工事店にご相談ください。



煙式住宅用火災警報器
(寝室・階段・廊下に設置)



熱式住宅用火災警報器
(台所に設置)

設置しなければならぬ
場所は？

寝室

普段の就寝に使われる部屋。子ども部屋なども就寝に使われる場合は、設置が必要となります。

階段

寝室がある階（避難階を除く）の階段の上端に設置します。

3階建て以上の場合

寝室がある階から2つ下の階の階段に設置します。また、寝室が1階のみにある場合は、居室がある最上階の階段に設置します。

廊下等

警報器を設置する必要のない階で、居室（床面積7㎡以上、通常4畳

半)が5以上ある場合は、その階の廊下(廊下がない場合は階段)に設置します。
台所は義務化されていませんが、設置に努めてください。

注意!

共同住宅等で、必要な場所に自動火災報知設備の感知器かスプリンクラー設備のヘッドのどちらかが設置されていれば、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

住宅用火災警報器の購入先は?

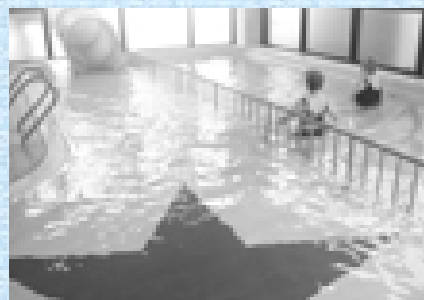
ホームセンター、電気店、消防設備販売店などで取り扱っています。消防署が住宅用火災警報器を販売、斡旋することはありません。資格者による器具の設置及び点検の義務もありません。
住宅用火災警報器を購入する際は日本消防検定協会の「NSマーク」のついた商品をお勧めします。
お問い合わせは、東温市消防本部 総務予防課 予防係(☎964・5213)までお願いします。



水中運動でいつまでも元気!

~ 温水プールを利用した運動教室を始めます ~

「老化は運動不足から」と言われます。加齢によって弱っていく筋力やバランス能力などの改善をするために、温水プールを利用した運動指導事業を始めます。この事業では、水の特性を十二分に活用することによって、身体にかかる負荷も少なく無理のない運動を行います。



「水中運動」は水の浮力によって、ひざや腰などの負担を和らげますので、運動の苦手な人や腰痛やひざ痛の人も安心です。温水プールで身体機能を活性化させることで、介護を利用することなく、いつまでも元気で楽しい人生を送りませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

- 対象** 65歳以上の東温市内に住所を有し居住している方
ただし、主治医などから運動を止められていない方に限らせていただきます。
(健康状態を把握するため、別に定める主治医等の参加承諾書が必要です)
- 内容** プールサイドでの簡単なストレッチ体操、簡単な筋力トレーニング、温水プールを利用し水中運動やウォーキングなどを行います。また、運動教室前後には体力測定を行います。

日程	第1	4/24	5/12・19・26	6/2・9・16・23・30	7/7・14・17	計12回
	第2	4/24	5/8・15・22・29	6/5・12・19・26	7/3・10・17	
	第3	8/25	9/1・8・22・29	10/6・20・27	11/10・13・17・20	
	第4	8/25	9/4・11・18・25	10/2・9・16・23・30	11/6・20	
	第5	1/8・14・19・26	2/2・9・16・23	3/2・9・16・26		
	第6	1/8・15・22・29	2/5・12・19・26	3/5・12・19・26		

4/24、7/17、8/25、11/20、1/8、3/26は説明会や体力測定になりますので、プールを利用したの運動教室は1教室あたり10回になります。

- 時間** 9時~11時30分(午後は、一般の利用客が増えますので、午前中だけの事業とします)
- 定員** 1教室10名(プールの大きさを考慮し、10名に制限させていただきます)
- 場所** 東温市ふるさと交流館「さくらの湯」
- 費用** 1教室3,000円(ただし、別途保険料として1,000円程度がかかります)
- 申込方法** 4月4日(金)17時までに東温市社会福祉協議会へ
申込者多数の場合は厳正なる抽選のうえ決定し、通知します。
- 申込書類** 申し込みに係る提出書類は、介護福祉課または、東温市社会福祉協議会にあります。
- 問い合わせ先** 介護福祉課 (TEL964-4411) 東温市社会福祉協議会 (TEL955-5535)

森はたくさん命を守り育て、水を生み出す大切な場所。

ふだんは、森について意識することがあまりないかも知れませんが、私たちの住む東温市は、面積の約77%が森林で、皿ヶ嶺連峰国立自然公園をはじめとする緑豊かな森林に恵まれています。

私たちに多くの恩恵をもたらしてくれる森林について少し考えてみませんか。

森林は緑のダム

日本は、雨量の多い国です。でも、雨は一年中同じようには降ってくれません。森林が「緑のダム」といわれるのはなぜでしょうか。森林の土の中には、落葉の隙間や虫など小動物の通路、植物の根が張りめぐらされていて、土と土の間に小さな隙間があります。そのため森林の土はスポンジの役目をしてたくさん水を蓄えることができます。

私たちの森林を守るために

森林整備と水源かん養機能について



土が水を浸透させる量は、1時間当たり森林で258mm、裸地だった場合は79mmと3倍以上の差があります。

また、森林土壌や根がフィルター役目をはたすこ

とで、水に含まれる窒素やリンなどの不純物を浄化する役目も果たしています。上流に豊かな森林が多い川では、日照りのときにも豊かな水が涸れることがないのです。

災害を防ぐ

日本は毎年のように台風に襲われ、洪水や土砂崩れなどの災害が絶えません。

森林には雨水を蓄える働きがあるので、大雨による災害を防ぐことができます。

また、土の中に深く張りめぐらされた樹木の根や地表を覆う草などが雨によって土が流れることを防いでくれます。

もし、山に森林がないと豪雨のときには山に降り注いだ雨水は地中にしみ込まず、一度に川へ流れ落ちます。川の水量は急に増え、洪水や土砂崩れなどの災害を引き起こす事があります。日本の山は外国に比べて急峻で災害が起こりやすいため災害を防ぐためにも森林はなくてはならないものとなっています。

森林は大丈夫？

私たちの身近なところにある森林は、どうなっているのでしょうか。

間伐の遅れた森林、竹侵

入被害に遭った森林、マツクイムシの被害に遭った森林など、管理不足となっている森林がまだまだ多く見られます。

しかし、山間地域では森林を管理している人は減少し、高齢化しているうえに、木材の価格は低迷し、森林所有者のみでは森林の適正な整備・保全が困難な状況になっています。

私たちは、水を守り、空気を守り、災害を防いでくれる貴重な森林を、子どもたちの未来へ引き継いでいかなければなりません。

今こそ、「森林は国民全体のものである」ことを再認識し、一人ひとりがそれぞれの立場で今できることを考えながら、森林に対して関わりを持つことが必要となっています。



あなたも裁判員!!

その時のために

Q & A

Q1
裁判員制度とはどのようなものですか？

裁判員制度は、国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人、傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官と一緒に裁判をするという制度です。

裁判員は、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪かを決め、被告人が有罪であると判断した場合には「懲役年」などのように刑の種類と刑の重さを決めます。

Q2
なぜ裁判員制度を導入するのですか？

裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の皆さんが裁判に参加し、国民の皆さんの感覚が裁判

の内容に反映されるようになります。そして、それによって、国民の皆さんの司法に対する理解と支持が深まることで期待されているのです。

平成11年からの司法制度改革の中で、有識者を加えた審議会による議論に始まり、長い議論を経て導入されることになりました。

また、同時に、裁判員制度では、職業や家庭を持つ国民の方々に裁判に参加していただくことができるようにする必要があり、迅速に行われるようになることも期待されています。

また、裁判の手続や判決の内容を裁判員の方々にとってわかりやすいものとする必要がありますから、国

民にとってわかりやすい裁判が実現されることにもなります。

Q3
裁判員にはどのようにして選ばれるのですか？

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、無作為に選ばれます。まず、1年ごとに、全国の地方裁判所が、翌年1年間の裁判

員の候補者として必要な人数を計算して、これを裁判所が管轄する区域内の市町村に割り振ります。

各市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の中から、割り振られた人数の者を無作為に選び出した名簿を作り、裁判所に送ります。

裁判所は、送られた名簿をもとにして、「裁判員候補者名簿」を作ります。この

名簿に記載された方が、翌年1年間に裁判員候補者として裁判所から呼び出しを受ける可能性があることとなります。

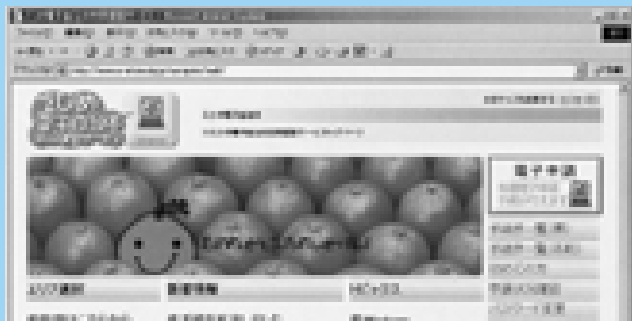
そして、実際の裁判が行われる日が決まると、裁判所は、その事件の裁判に必要と思われる数の裁判員候補者を「裁判員候補者名簿」から無作為に呼び出します。

簡単・便利!手続きが会社や自宅のパソコンから申請できます

東温市をはじめとする愛媛県や県内市町では、いつでもどこでもインターネットを使って簡単に申請・届出ができる電子申請システム「えひめ電子自治体共同運営サービス」を運用しています。住民票の写しや各種納税証明書の交付申請をはじめ、上下水道の使用届や各種イベントの申し込みなど、会社や自宅のパソコンを使って24時間いつでも手続きができるものです。あらかじめパソコンで申請しておくことによって、窓口で書類に記入することもなくすぐに目的の物を受け取れるなど、非常に便利なサービスを行っていますので是非ご利用ください。

例えば...

- 市民課—住民票の写し等の交付申請など
- 税務課—各種納税証明書交付申請など
- 水道課—上水道使用届書など
- 健康推進課—総合健康診断申込
- 社会福祉課—児童手当認定請求など
- 介護福祉課—介護保険被保険者証等再交付申請など
- 生涯学習課—研修・講習・各種イベントの申込など



「えひめ電子自治体共同運営サービス」「えひめ電子自治体」
URL <http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/>
くわしくは、愛媛県電子自治体推進協議会事務局(TEL912-2228)

市職員の給与などの状況について公表します。

市職員の給与は、国や他の地方公共団体の職員および民間企業の従事者の給与等を考慮して、市議会の議決を経て条例で定めています。市職員の給与などの実態を広く市民の皆さんに理解していただくため、その概要を公表します。

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
18年度	34,641人	12,600,768千円	789,605千円	2,464,852千円	19.6%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	313人	1,100,399千円	183,629千円	452,425千円	1,736,453千円	5,548千円

(注)1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は平成18年4月1日現在の人数です。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東温市	43.6歳	324,000円	351,300円	49.5歳	240,300円	254,600円
国	40.7歳	325,724円	383,541円	48.8歳	287,094円	320,514円

職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	東温市		国
	大学卒	高校卒	
一般行政職	170,200円	138,400円	170,200円
	138,400円	138,400円	138,400円
技能労務職	135,600円	127,700円	
	127,700円		

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数10年~15年	経験年数15年~20年	経験年数20年~25年
一般行政職	257,700円	313,600円	345,200円
	219,600円	263,800円	316,900円
技能労務職	203,600円		247,200円
		211,000円	231,900円

(注)経験年数とは、卒業後すぐに採用され、引き続いて勤務している場合の採用後の年数をいいます。

一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	係長 主査	課長補佐 専門員	課長 事務局長	次長 課長	部長	
職員数	19人	24人	72人	33人	17人	4人	3人	172人
構成比	11.0%	14.0%	41.9%	19.2%	9.9%	2.3%	1.7%	100%

(注)1. 東温市の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等	区分	報酬月額等
給 料	市長 882,000円 副市長 689,000円 教育長 583,000円	給 料	議長 399,000円 副議長 326,000円 議員 300,000円
期末手当	(18年度支給割合) 3.35月分 加算率15%	期末手当	(18年度支給割合) 3.35月分 加算率15%

職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東温市			国		
1人当たり平均支給額(18年度)			1,445千円		
(18年度支給割合)	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	(18年度支給割合)	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務の級による加算 10%~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%		

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

東温市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 国と同じ 1人当たり平均支給額(18年度) 18,738千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

(3) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	7,791千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	108,208円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	23.0%
手当の種類(普通会計)	9

(4) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	68,619千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	248千円
支給実績(17年度決算)	63,129千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	225千円

(5) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・その他の扶養親族6,000円 ・満16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	同	41,780千円	256,319円
住居手当	・借家 上限27,000円 ・持家 取得後5年まで2,500円	同	12,866千円	192,030円
通勤手当	交通用具使用の場合 ・片道2km以上5km未満2,000円 ・片道5km以上10km未満4,100円 ・片道10km以上15km未満6,500円 ・片道15km以上20km未満8,900円	同	9,690千円	41,059円
管理職手当	・部長12%・次長11% ・課長10%・所長・園長8%	同	17,085千円	474,583円

主な用語の解説

人件費の状況

(普通会計決算)

【表】

平成18年度の一般会計の歳出額に占める人件費の割合です。職員に支払われた人件費の総額は、24億6千4百85万2千円で、歳出額の19.6%となっています。人件費とは、市長などの特別職や職員に支払われた給料、手当、共済負担金などをいいます。

職員給与費の状況

(普通会計決算)

【表】

平成18年度に支払われた給与(給料、職員手当、期末・勤勉手当)の内訳です。職員に支払われる給与は、17億3千6百45万3千円で、一人当たりの平均は55万8千円となっています。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

【表】

一般行政職と技能労務職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額です。平均給与月額は、平均給料月額に扶養手当、住居手当などを加えたものです。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

【表】

職員の経験年数別、学歴別の平均給料月額です。

特別職の報酬等の状況

【表】

特別職のうち、市長、副市長には、給料と期末手当が、市議会議員には報酬と期末手当が支給されています。

平成17年度から平成22年度までの年次別進捗状況(実績)の内訳

行政区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	17.4.1~22.4.1	
		4.1~3.31	4.1~3.31	4.1~3.31	4.1~3.31	4.1~3.31	4.1~3.31	計	対17.4.1純減率
一般行政部門	減員	6	6	8	9	1	4	34	-
	増員		4	2	8	3	1	18	
	差引	6	2	6	1	2	3	16	
	職員数	206 200	204 198	200 192	200 191	194 193	194 190		-
	採用者見込み		4	2	8	3	1	18	-
	退職者見込み	6	6	8	9	1	4	34	-
特別行政部	減員	7	3	5	7	2	4	28	-
	増員		3	0	6	3	2	14	
	差引	7	0	5	1	1	2	14	
	職員数	118 111	114 111	111 106	112 105	108 106	108 104		-
	採用者見込み		3	0	6	3	2	14	-
	退職者見込み	7	3	5	7	2	4	28	-
公営企業等会計	減員	1	0	1	1	0	2	5	-
	増員		0	3	0	0	0	3	
	差引	1	0	2	1	0	2	2	
	職員数	36 35	35 35	38 37	37 36	36 36	36 34		-
	採用者見込み		0	3	0	0	0	3	-
	退職者見込み	1	0	1	1	0	2	5	-
計	減員	14	9	14	17	3	10	67	-
	増員		7	5	14	6	3	35	
	差引	14	2	9	3	3	7	32	
	職員数	360 346	353 344	349 335	349 332	338 335	338 328		-
	採用者見込み		7	5	14	6	3	35	-
	退職者見込み	14	9	14	17	3	10	67	-

19.4.1現在の総職員数	349人	22.4.1現在の目標総職員数	338人
---------------	------	-----------------	------

定員管理の適正化

定員適正化の目標
 平成22年を目標とする今後の施策の展開
 将来の新たな行政需要の増加等を考慮し、組織改革を実施するとともに適正な人事配置を行うよう努力します。なお、原則として原則2名の退職者に対して1名の補充を行っていく計画を定め、実施していく予定です。ただし、市となったことによる県等からの移譲事務や複雑多様化する行政需要等により事務事業が増加しているため、今後においては、適正な職員数を調査、検討したうえで定員適正化計画を定めて実施する予定です。

定員適正化の手法
 民間委託
 委託可能なものについては委託化を進めます。

事務事業の見直し
 スクラップ・アンド・ビルドの原則により行政需要に対応した組織・機構改革を行います。

人事・給与・研修制度の見直し
 少数精鋭で職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できる組織運営を確立します。

一般行政部門
 議会、総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門
 特別行政部
 教育、消防など
 公営企業等会計
 水道、下水道、その他(国民健康保険、介護保険、老人保健事業など)

表の定員の数値目標で示した行政区分は、次の職務ごとの部門を指します。

国民健康保険証の再交付について

保険年金課から

対象者

昭和8年4月2日から昭和13年3月1日生まれの方でこれまで1割負担の高齢受給者（保険証に資格 高齢者受給者）【2割（ただし平成20年3月31日まで1割）と記載されている人）
平成20年4月1日より、負担割合が1割から2割に変更されることになっていましたが、政府による制度凍結の決定を受け、1割負担が平成21年3月まで継続されることとなりました。

昭和13年3月2日から昭和13年4月1日生まれの方
高齢受給者資格、負担割合等を保険証に記載するため、70歳到達者には毎月再交付のご案内をしています。

東温市国民健康保険に加入されている方の保険証の有効期限は、通常7月31日となっています。
しかし、国民健康保険制度改正等に伴い、次に該当される方については有効期限が3月31日となりますので、新しい保険証を世帯ごとに郵便でお送りします。
発送日は、3月25日を予定しています。

昭和8年4月2日から昭和18年4月1日生まれの方
退職医療該当者、及び該当者に扶養されている65歳未満の家族

平成20年4月1日より、65歳以上の方は退職者医療制度から適用除外され、一般の被保険者となります。



医療制度改革

3月31日時点で、老人保健制度の受給者である方は、それまで加入していた健康保険制度を脱退し、後期高齢者医療制度の受給者となります。

4月1日以降、高齢受給者である方は75歳到達の誕生日より、それまで加入していた健康保険制度を脱退し、後期高齢者医療制度の受給者となります。
4月1日以降、65歳になる方は65歳到達の翌月1日（1日生まれは当月）

後期高齢者医療制度 平成20年4月からは、こう変わります！

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
加入する制度	国民健康保険、政府管掌健康保険（社会保険）、健康保険組合、共済組合などの健康保険に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けます。	それまで加入していた健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。国民健康保険などに加えて加入するものではありません。
対象となる人	75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が対象となります。	75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は全員、「後期高齢者医療制度」の対象となります。社会保険などの被扶養者も対象となります。
対象となる時	75歳の誕生日のある月の翌月から老人保健で医療を受けます。	75歳の誕生日当日から「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。
保険証	医療機関を受診する際は、加入している健康保険の保険証と、老人保健制度の医療受給者証の2種類が必要です。	被保険者全員に、「後期高齢者医療制度」独自の保険証が1人に1枚交付され、この1枚で医療機関を受診できます。保険証は、3月末までに郵送でお届けします。
保険料	保険料（税）は、加入している健康保険に各自納付します。社会保険などの被扶養者は保険料の負担はありません。	所得などに応じて決められた保険料を全員が納めます。原則として 年金から天引きされます。社会保険の被扶養者だった人も保険料を納めます。年間18万円以上の年金を受給している人を対象に、4月から開始されます。

より、退職者医療制度の適用除外となりますので、一般の被保険者となります。
す。（該当者に扶養されている65歳未満の方も、一般の被保険者となります）

1/10 1月10日は110番の日

110番交通茶屋

1月10日は110番の日です。この日、市役所西駐車場と南方の川内交番前で110番交通茶屋が開かれました。これは、交通事故の防止や地域の警察の役割をPRするために開設されたもので、松山南警察署をはじめとするメンバーは、「今年こそは、交通死亡事故抑止・アンダー100を達成しましょう。」と通りかかったドライバーに広報ビラなどを配りながら、力強く呼びかけていました。



1/11 年齢を感じさせない若々しさ

ふれ愛生き生き発表会

1月11日、東温市老人クラブ連合会が主催する「ふれ愛生き生きコンサート」が開かれました。今回の発表会は、本物の舞台を体験してもらおうという試みから見奈良の坊っちゃん劇場が会場となりました。発表会では、66組のカラオケや民謡、舞踊の愛好家が出演。生き生きと楽しそうに発表している姿は年齢を感じさせない若々しさで、会場からは盛んな拍手が送られていました。



1/23 中国の文化とふれあう

中国の子どもたちの絵画展

1月23日から2月4日まで間、中央公民館ロビーで日中交流アカシアの会が主催する「中国・吉林省通化市の子どもたちの絵画展」が開かれ、多くの人が中国の文化とふれあいました。1月23日、絵画展の開催を記念して行われたテープカットには、高須賀市長をはじめ西谷小学校の児童31名が参加し、ロビーに展示された中国の伝統的な技法を用いた見事な絵画の数々を楽しんでいました。



1/27 国の重要文化財を守ろう

文化財防火訓練

1月27日、国指定の重要文化財に指定されている則之内の三島神社と北方の医王寺で、恒例の文化財防火訓練が行われました。この訓練は法隆寺金堂の壁画が焼失したことを契機として行われているもので、参加した消防団員や地域の住民は、真剣な面持ちで訓練に取り組み、大切な文化財を守るために消火栓から、ホースを延ばして放水する手順を確認していました。



1/27 親が変われば子が変わる 東温市PTA联合会研修会

1月27日、中央公民館大ホールで、東温市PTA联合会が主催する伊藤幸弘講演会が開催されました。伊藤さんは、自らの非行や更生経験を生かし、様々な問題を抱えた青少年を持つ親から相談を受け、マスコミでも取り上げられています。講演では、詰めかけた300名余りの聴衆に「愛情にまさるものはない。親が変われば子が変わる。」と訴え、最後まで会場は熱気に包まれていました。



1/31 日中友好の種をまく 広州市修学旅行団交流

中国の広州市にある華南師範大付属中学校の生徒が1月31日、東温高校を訪問し、日中友好の輪を広げました。東温高校の体育館に中国からの修学旅行団の一行が入場すると、会場からは大きな拍手が沸き起こり、国境を越えた出迎いを歓迎しました。続くセレモニーでは、獅子舞や太極拳などの伝統舞踊を披露し、その後は交流授業や交流部活動を通して親交を深め合っていました。



2/3 地域をつなぐボランティア 医療ボランティア研修会

南海地震など大規模な災害時に備え、地域住民に医療ボランティアの基礎知識を学んでもらおうと、2月3日、愛媛大学医学部附属病院で市民を対象とした医療ボランティア研修会がスタートしました。これは、愛媛大学医学部と東温市が連携して行う全国的にも注目される事業で、100名を超えた研修参加者は、災害時のけが人の介助の仕方や歩行困難者を車椅子で運ぶ方法などを熱心に学んでいました。



2/9~11 目指せ！2017愛媛国体 東温市ソフトボールフェスティバル'08

2月9日から11日の3日間、東温市総合公園グラウンドと東温高校グラウンドを会場に全国から高校男子の強豪校13チームが参加した東温市ソフトボールフェスティバルが開催されました。このフェスティバルは、2017年に開催される愛媛国体に向けて意識高揚を図ろうと市体育協会が主催したもので、今回で2回目を迎えたものです。全国のトップレベルの好ゲームを観戦するために、会場には多くの人を訪れていました。

